

令和 2 年度

行政監査報告書

【キャラクター・マークを使った県施策の広報啓発について】

石川県監査委員

	目 次	頁
第1 監査の趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 監査のテーマと選定理由	・・・・・・・・・・・・	1
1 監査のテーマ	・・・・・・・・・・・・	1
2 選定理由	・・・・・・・・・・・・	1
第3 監査の実施概要	・・・・・・・・・・・・	1
1 監査の実施時期	・・・・・・・・・・・・	1
2 監査の項目	・・・・・・・・・・・・	1
3 監査対象機関及び監査の実施方法	・・・・・・・・	1
第4 監査の結果	・・・・・・・・	2
1 キャラクター・マークの目的及び必要性について	・・・・・・・・	2
2 キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について	5	
3 県独自のキャラクター・マークの経費について	・・・・・・・・	11
4 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について	・・・・	17
第5 意見	・・・・・・・・	21
1 キャラクター・マークの目的及び必要性について	・・・・・・・・	21
2 キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について	21	
3 県独自のキャラクター・マークの経費について	・・・・・・・・	22
4 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について	・・・・	23
5 結び	・・・・・・・・	23

(資料)

1 書面調査の項目	・・・・・・・・	27
2 監査対象機関	・・・・・・・・	28
3 キャラクター・マーク一覧	・・・・・・・・	30

第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて、個別のテーマを定めて実施したものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

キャラクター・マークを使った県施策の広報啓発について

2 選定理由

近年、各地方公共団体では、キャラクター等を使用した施策の広報や観光誘客などが積極的に行われ、本県においても、施策の普及啓発、情報発信、表彰・認定などで、様々なキャラクターやマークが使用されている。

キャラクターやマークを使用した広報啓発は、県政に関する情報を県民にわかりやすく伝えることや、農林水産物のブランド化の推進など経済効果を高めることなどに有効であり、キャラクターやマークが広く県民に認知され、関心を得ることによって、はじめて広報啓発の効果が期待できる。

そこで、キャラクターやマークが認知され、県の施策の実現に効果的に役立っているかを検証するとともに、県独自のキャラクターやマークについては、県の施策の広報啓発が効率的に行われているか、及び権利等の管理状況について監査し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

令和2年8月から令和3年2月まで

2 監査の項目

- (1) キャラクター・マークの目的及び必要性について
- (2) キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について
- (3) 県独自のキャラクター・マークの経費について
- (4) 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について

3 監査対象機関及び監査の実施方法

今回の監査においては、本庁及び出先機関の全ての209所属を対象とし、キャラクター・マークを使用した広報啓発の状況等を把握するため、令和2年8月1日を調査基準日として書面調査を実施した。

なお、監査対象機関については、28頁及び29頁に記載のとおりである。

また、書面調査の結果を踏まえ、抽出した次の4所属、11件のキャラクター・マークについて、実地調査を行った。

実地調査所属とキャラクター・マーク

実地調査所属	キャラクター・マーク名
空港企画課	こまQ
	スカイのっぴー
障害保健福祉課	いしかわ共生社会実現シンボルマーク
	ヘルプマーク
誘客戦略課	ひやくまんさん
農業政策課	百万石乃白ロゴマーク
	エアリーフローラロゴマーク
	ルビーロマンロゴマーク
	のとてまりロゴマーク
	加賀しづくロゴマーク
	ひやくまん穀ロゴマーク

第4 監査の結果

1 キャラクター・マークの目的及び必要性について

(1) 監査対象としたキャラクター・マークについて

県施策の広報啓発や推進のために使用されているキャラクター・マークを次のように分類し、広報啓発の実施の有無、キャラクター・マークの目的、必要性、広報啓発の対象及び広報啓発に活用していない所属の今後の作成予定等について調査した。ただし、校章など組織の象徴として使用されているキャラクター・マークは除いた。

①県独自のキャラクター・マーク

・県が作成したもの

(委託・公募により作成されたもので県が権利を所有していないものを含む。)

・県以外の団体が権利を所有し、県が使用しているもの

②国等が作成して複数の自治体で共通して使用されているキャラクター・マーク

使用されているキャラクター・マークの数は、調査基準日時点で109件あり、その内訳は、①県独自のものが85件、②国等が作成して複数の自治体で共通して使用しているものが24件であった。（表1）（30頁～34頁「キャラクター・マーク一覧」参照）

また、立体のキャラクター24件のうち、県独自のものが20件、国等が作成したものが4件であった。

県独自のものを使用している部局を見ると、教育委員会(16件)、次いで農林水産部(13件)、健康福祉部(12件)、生活環境部(11件)などとなっている。（表2）

表1 キャラクター・マークの内訳

(件)

区分	県独自のもの			国等が作成したもの			全計
	県	県以外の団体	合計	国	国以外	合計	
キャラクター	33	9	42	5	3	8	50
うち立体のキャラクター	13	7	20	2	2	4	24
マーク	30	13	43	8	8	16	59
合計	63	22	85	13	11	24	109

表2 県独自のキャラクター・マークの部局別内訳

(件)

部局別	キャラクター	マーク	合計
総務部	5	0	5
企画振興部	2	0	2
県民文化スポーツ部	1	7	8
健康福祉部	4	8	12
生活環境部	4	7	11
商工労働部	0	3	3
観光戦略推進部	2	2	4
農林水産部	1	12	13
競馬事業局	1	0	1
土木部	0	1	1
教育委員会	13	3	16
議会事務局	1	0	1
警察本部	8	0	8
合計	42	43	85

(2) キャラクター・マークを使用した県施策の広報啓発や推進の実施について

今回の監査対象機関209所属のうち、上記(1)のキャラクター・マークを使用して広報啓発を実施しているのは87所属、実施していないのは122所属であった。

実施している87所属では、自ら所管するキャラクター・マークを使用している所属(以下「所管所属」という。)は52所属で109件のキャラクター・マーク、他所属が所管しているキャラクター・マークを使用している所属(以下「所管以外の所属」という。)は35所属で13件のキャラクター・マークであった。(表3)

表3 キャラクター・マークを使用した広報啓発を実施している所属

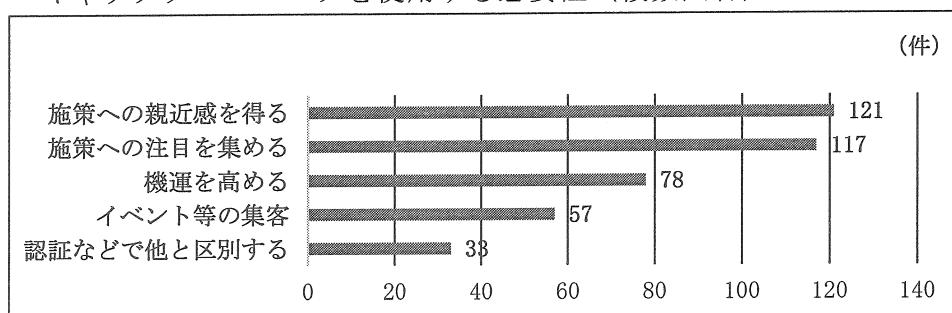
区分	所属数	所管所属	所管以外の所属
実施している	87	52	35
実施していない	122		
合計	209		

(3) キャラクター・マークの目的及び必要性について

キャラクター・マークは、県の施策の広報啓発、認定のシンボルマーク、ブランドロゴマークなどに使用されている。

キャラクター・マークを使用する 87 所属では、その必要性について、施策への親近感を得る空港企画課の「スカイのっぴー」など 121 件、施策への注目を集める誘客戦略課の「ひやくまんさん」など 117 件、機運を高める障害保健福祉課の「いしかわ共生社会実現シンボルマーク」など 78 件、イベント等の集客を図る競馬事業局の「ハッピーくん」など 57 件、認証などで他と区別する農業政策課の「百万石乃白ロゴマーク」など 33 件であった。 (図 1)

図 1 キャラクター・マークを使用する必要性 (複数回答)

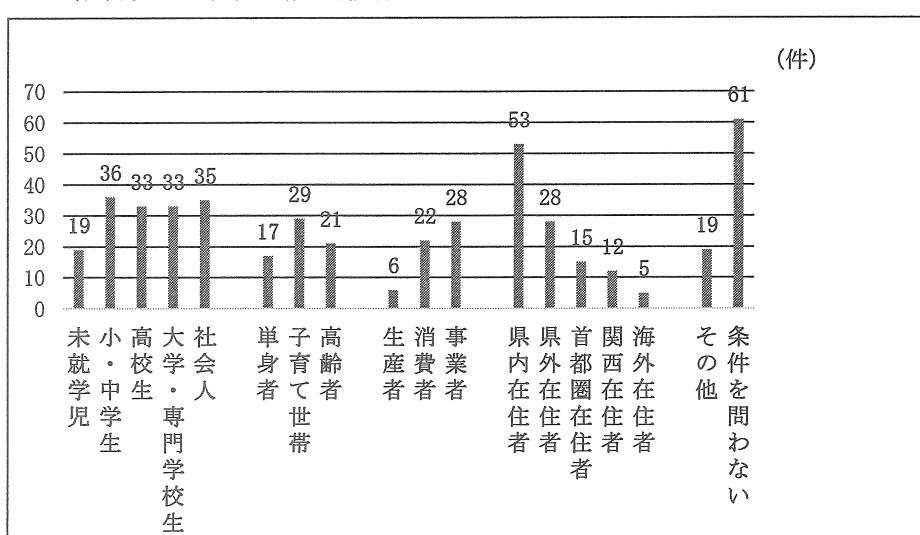


(4) 広報啓発の対象について

キャラクター・マークを使用した広報啓発を実施している 87 所属に対し、広報啓発の対象を調査したところ、条件を問わず、広く一般を対象としているものが 61 件で一番多く、対象地域別でみると、県内在住者を対象としたものが多く、53 件であった。

(図 2)

図 2 広報啓発の対象内訳 (複数回答)



(5) 広報啓発に活用していない所属の今後の実施予定について

キャラクター・マークを使用した広報啓発を実施していない 122 所属のうち、今後作成する予定があると回答した所属はなかったが、県が作成したキャラクター・マークで使用可能なものがあれば使用すると回答した所属が 6 所属あった。（表 4）

表 4 キャラクター・マークの使用予定

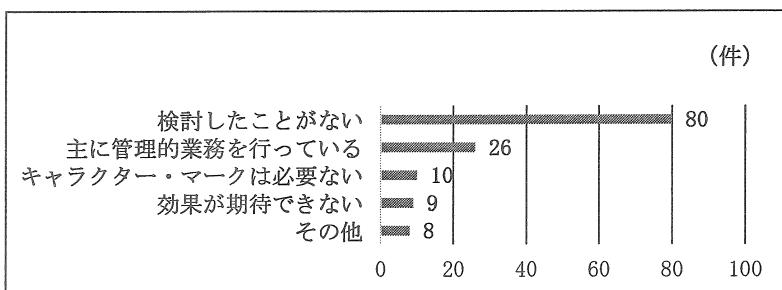
区分	所属数	割合
ある	6	4.9%
ない	116	95.1%
合計	122	100.0%

使用したいキャラクター・マークは、「ひやくまんさん」が 4 所属、使用可能なものの中から検討したいが 2 所属であった。

県が作成したキャラクター・マーク 63 件の所管所属が、他所属に使用を認めるキャラクター・マークは、49 件であった。（30 頁～33 頁「キャラクター・マーク一覧」参照）

使用しないと回答した 116 所属では、その理由として、検討したことがないが 80 件、主に管理的業務を行っているが 26 件、キャラクター・マークは必要ないが 10 件、効果が期待できないが 9 件であった。（図 3）

図 3 今後使用しない理由（複数回答）



2 キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について

広報啓発に使用されているキャラクター・マーク 109 件について、キャラクターやマークの認知度の把握及び県の施策の実現に効果的に役立っているかについて調査した。

(1) 認知度の把握について

認知度を把握していると回答があったキャラクター・マークは、4 所属・8 件であった。

認知度は、イベント参加者数、印刷物配布数、県政モニターへのアンケート、認定・認証を受けた店舗・業者数、ホームページ閲覧数から判断をしていた。

キャラクター・マーク 8 件の認知度の評価は、やや知られているが 7 件、あまり知られていないが 1 件であった。（表 5）

表 5 認知度の把握及び評価

キャラクター・マーク名	実施所属	把握の指標	令和元年度実績	評価
スカイのっぴー	奥能登総合事務所	イベント参加者数 印刷物配布数	46,127人 29,000部	やや知られている
N T Q (のときゅー)	奥能登総合事務所	イベント参加者数 印刷物配布数	15,200人 29,000部	やや知られている
のとみちゃん	奥能登総合事務所	イベント参加者数 印刷物配布数	15,200人 15,000部	やや知られている
暴風サンダー	奥能登総合事務所	イベント参加者数	7,000人	あまり知られていない
ヘルプマーク	障害保健福祉課	県政モニターへの アンケート	55.3%（知っている・ 見たことある）	やや知られている
石川県地産地消推進 シンボルマーク	生産流通課	地産地消推進協力店 認定数	808店舗	やや知られている
ふるさと食品認証マーク	生産流通課	ふるさと認証食品 認証業者数	42業者	やや知られている
千里浜再生プロジェクト	河川課	ホームページ閲覧数	580件	やや知られている

認知度の把握の指標で県政モニターへのアンケートを使用している「ヘルプマーク」について、障害保健福祉課に実地調査を実施した。

「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している方、内部障害者や難病の方又は妊娠初期の方など援助や配慮を必要とすることが外見からわかりにくい方が、このマークを携帯し、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなることを目的に、東京都が作成したもので、現在 45 都道府県で使用されている。

本県では、令和元年 5 月に「ヘルプマーク」の配布を開始し、県民にどの程度認知されているかを把握するため、同年 11 月 13 日から 26 日にかけて、県政モニター及び県政インターネットモニター 590 人に對し、郵送及びインターネットでアンケート調査を実施した。

その結果、519 人から回答があり、「ヘルプマークを知っているか。」の問い合わせに対し、「意味も含めて知っている。」が 32.6%、「見たことはあるが、詳しい意味は知らない。」が 22.7%、合わせて 55.3% に認知されており、配布開始から約半年後の調査であったが、一定程度認知されていると障害保健福祉課では評価している。

（2）キャラクター・マークを使用した広報啓発の媒体について

広報啓発の媒体は、平面のキャラクター・マーク 107 件（キャラクター 48 件、マーク 59 件）と、着ぐるみなどの立体のキャラクター 24 件（平面のキャラクターとの重複あり。）について調査を行った。

平面のキャラクター・マーク 107 件は、すべてのキャラクター・マークが使用され

ており、その内訳は、「新聞、雑誌、県広報誌、印刷物」の紙媒体が令和元年度108件、令和2年度（4～7月）85件、「県ホームページ、県ホームページ以外のWEB、SNS」の電子媒体が令和元年度119件、令和2年度（4～7月）116件で、紙媒体と電子媒体を組み合わせて広報啓発が行われている。（表6）

表6 平面のキャラクター・マークの広報媒体（複数回答）

(件)

区分	令和元年度	令和2年度 (4～7月)
テレビ	8	8
紙媒体 (内訳)	108	85
新聞	19	15
雑誌	6	3
県広報誌	12	7
印刷物（パンフレット、ポスター等）	71	60
電子媒体 (内訳)	119	116
県ホームページ	64	65
県ホームページ以外のWEB	31	29
SNS	24	22
その他 (内訳)	60	33
イベント	38	17
グッズ	5	4
講演会など	5	3
上り旗、横断幕、懸垂幕	5	3
看板、パネル、標識	7	6
合 計	295	242

立体のキャラクター24件は、イベントで使用するものが最も多く、令和元年度は40件、令和2年度（4～7月）は19件であった。（表7）

表7 立体のキャラクターの広報媒体（複数回答）

(件)

区分	令和元年度	令和2年度 (4～7月)
テレビ	13	8
紙媒体 (内訳)	14	9
新聞	11	8
雑誌、広報紙	2	1
県広報誌	1	0
電子媒体 (内訳)	14	13
県ホームページ	6	5
県ホームページ以外のWEB	5	1
SNS	3	7
その他 (内訳)	43	20
イベント	40	19
遊具（ふわふわ）	1	0
教室・講習	1	1
DVD	1	0
合 計	84	50

(3) 効果測定について

効果測定を実施していると回答があったキャラクター・マークは、5所属・10件であった。

効果測定の指標には、イベント参加者数、印刷物配布数、事業の登録者・認定者数、ゴミ排出量などが使用されていた。

キャラクター・マーク10件の効果測定の評価は、とても効果があると思われる、又はやや効果があると思われるとするものであった。（表8）

表8 効果測定の指標及び評価

キャラクター・マーク	実施所属	測定の指標	令和元年度実績	評価
スカイのっぴー	奥能登総合事務所	イベント参加者数 印刷物配布数	46,127人 29,000部	とても効果があると思われる
	能登空港管理事務所	「空の日」イベントのキャラクター 絵画作品募集人数 印刷物配布数	45人 12,810部	やや効果があると思われる
N T Q (のときゅー)	奥能登総合事務所	イベント参加者数 印刷物配布数	15,200人 29,000部	とても効果があると思われる
	能登空港管理事務所	「空の日」イベントのキャラクター 絵画作品募集人数	45人	やや効果があると思われる
のとみちゃん	奥能登総合事務所	イベント参加者数 印刷物配布数	15,200人 15,000部	とても効果があると思われる
暴風サンダー	奥能登総合事務所	イベント参加者数	7,000人	とても効果があると思われる
ロバ隊長 (認知症サポート キャラバンキャラクター)	長寿社会課	いしかわ認知症ハート フルサポート企業・ 団体認定数	31事業所	とても効果があると思われる
ゆーりん	長寿社会課	イベント参加者数	10,316人	とても効果があると思われる
エコファミリー	温暖化・里山対策室	事業の登録者 ・認定者数	7,640家庭	やや効果があると思われる
エコレンジャー	温暖化・里山対策室	事業の登録者 ・認定者数	3,424人	やや効果があると思われる
クールシェア・ ウォームシェア	温暖化・里山対策室	キャンペーン応募数	16,203人	やや効果があると思われる
聖高エコプロジェクト	大聖寺高等学校	ゴミ排出量（容器包装） ゴミ排出量（紙包装）	62袋 46袋	やや効果があると思われる

(4) キャラクター・マークを使用した広報啓発の工夫及び課題について

キャラクター・マークを使用した広報啓発の工夫や課題の主な内容は、次のとおりである。（表9及び表10）

表9 キャラクター・マークを使用した広報啓発での工夫・好事例

- ・スポーツ組織や他自治体と連携した活動で連携先のキャラクターと共に演することで、幅広い層に啓発ができた。
- ・着ぐるみは、課題であった若年層（SNSユーザー）への訴求力が高く、情報発信力の強化につながっている。
- ・協賛店舗にシンボルマークステッカーを掲示してもらったり、認証を受けた食品にシールを貼付してもらうことで利用者・消費者にわかりやすくしている。

- また、店舗側も使用者・消費者にPRができる。
- ・PRのため名刺に刷り込んでいる。
 - ・キャラクターのラインスタンプを作成した。
 - ・マークをプリントしたシールをマスクに装着し、施策の広報啓発を行った。

表10 キャラクター・マークを使用した広報啓発の主な課題

- ・認知度が低い。
- ・キャラクターの認知度が集客につながっているかの把握が困難である。
- ・活動がマンネリ化している。
- ・令和2年度は広報の機会が減少した。
- 非接触型の広報が必要である。
- ・広報誌以外での活用方法が課題である。
- ・選定方法には、公募、デザイナーによるコンペなどの方法があるが、それぞれ一長一短があり検討が必要である。
- ・使用許諾について、使用基準に沿った判断が難しい場合があり、見直しも必要である。
- ・認定基準を満たしているが、申請をしていない企業がいる。
- ・ロゴマークの使用を民間企業などに許可する基準づくりが必要である。
- ・他の機関から借用するキャラクターなので、日程の調整と使用する際に細心の注意が必要である。
- ・定期的なメンテナンスが必要である。
- ・キャラクターの行動に制限がある。
- ・着ぐるみ着用者の熱中症対策が必要である。
- ・着ぐるみの保管場所が必要である。

(5) 観光誘客及び空港のキャラクターの広報啓発効果について

県の計画等で施策の目標を設定している観光誘客キャラクターの「ひやくまんさん」及び空港キャラクターの「こまQ」や「スカイのっぴー」の広報啓発効果について実地調査を実施した。

ア ひやくまんさん

「ひやくまんさん」は、石川県の観光をPRするため平成25年10月に導入されたマスコットキャラクターで、本県の認知度向上のため、マスメディア、ホームページ、イベントなどを通じて積極的に情報発信を行っている。

「ほっと石川 観光プラン2016」（平成28年3月策定）では、令和7年までに県内観光入り込み客数3,000万人を達成することが目標となっている。平成28年以降の観光入り込み客数の推移は、年々増加しているが、令和元年は、2,489万9千人で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により前年より1万6千人減少している。

「ひやくまんさん」は、効果測定を実施していなかったが、令和2年12月31日現在、平均して2.8日に1回のペースで県内外のイベントに出演している他、これまでに全国や首都圏エリアのテレビ番組に取り上げられた回数は累計58回、広告費換算額で約13億円に相当するということであり、所管課である誘客戦略課では非常に大きなPR効果を発揮していると評価している。

イ　こまQ

「こまQ」は、小松空港をより親しみやすく、より身近に感じてもらうため、平成15年9月に導入されたキャラクターで、国内線、国際線の利用促進を図るため、マスメディア、ホームページ、印刷物などの広報に活用されている。

小松空港は、「第2期いしかわ創生総合戦略」（令和2年3月策定）において、利用者数を令和6年度に国内線156万人、国際線29万2千人を達成することが目標となっている。近年の利用者数は、国内線は平成30年度まで2年連続、国際線は3年連続で増加しているが、令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による年度末の減便、運休により、国内線は約156万人で前年度より1万9千人減、国際線は約20万人で前年度より3万5千人減となった。

「こまQ」は、効果測定を実施していなかったが、所管課である空港企画課では、空港の利用者数の回復や、北陸新幹線敦賀延伸を見据え、「こまQ」を活用し、全国で小松空港の認知度を高め、地元の方に空港に対し親近感を持ってもらうことが、今後より一層重要になってくると考えている。

ウ　スカイのっぴー

「スカイのっぴー」は、のと里山空港への愛着や関心を高めるため、平成10年10月に導入されたキャラクターで、空港の利用促進を図るとともに、県民へのマイ空港意識の向上のため、キャラクターを使用したイベント、ホームページ、キャンペーンチラシなどの広報に活用されている。

のと里山空港は、平成15年7月の開港以来、目標搭乗率を62%とする搭乗率保証制度を導入し、その目標を達成するために、空港の利用促進に取り組んでいる。開港12年目（平成26年7月～）以降、搭乗率は年々増加していたが、開港17年目（令和元年7月～）は後半から新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減便、運休が続き、搭乗率は61.8%となり、前年より9.4ポイント減少した。

「スカイのつぴー」は、イベント参加者数等で効果測定を行い、実施所属は、効果があると評価している。所管課である空港企画課では、空港の利用者の回復には、首都圏からの利用促進と地元の利用を確保することが重要であり、そのためには空港に親近感を持ってもらうことも重要であると考えていることから、「スカイのつぴー」を活用した広報に今後も取り組んでいくこととしている。

3 県独自のキャラクター・マークの経費について

県独自のキャラクター・マーク 85 件・52 所属について、作成方法、導入費用、公募の賞金・応募人数及び広報啓発に要した経費（県が負担するランニングコスト及びキャラクター・マークを使用した広報費）について調査した。

（1）県独自のキャラクター・マークの作成方法について

キャラクター・マークの作成方法は、公募が 29 件（34.1%）、業者・デザイナーに委託が 29 件（34.1%）、県・関係機関で作成が 27 件（31.8%）であった。（表 1 1）

表 1 1 県独自のキャラクター・マークの作成方法

区分	件数	割合
公募	29	34.1%
業者・デザイナーに委託	29	34.1%
県・関係機関で作成	27	31.8%
合計	85	100.0%

（2）県独自のキャラクター・マークの導入時期及び導入費用について

ア 導入時期について

導入時期は、平成が 78 件（91.8%）とほとんどを占め、令和が 5 件（5.9%）、昭和は、歴史博物館、白山のシンボルマークの 2 件（2.3%）であった。

（表 1 2）

表 1 2 県独自のキャラクター・マークの導入時期

区分	件数	割合
昭和	2	2.3%
平成	78	91.8%
令和	5	5.9%
合計	85	100.0%

イ 導入費用について

導入費用は、導入時に要した公募の募集関係費やデザイン委託費、キャラクターの着ぐるみ作成費などについて調査した。

導入費用が掛かっていないものは15件で、全て県・関係機関で作成したものである。導入費用が掛かったキャラクター・マークは34件で、そのうち100万円以上の3件は、「ひやくまんさん」（平成25年10月導入）、「ほっと石川コミュニケーションマーク」（平成6年11月導入）、「いぬわし君」（平成6年8月導入）で、費用の内容は、各キャラクター・マークで異なるが、着ぐるみのデザインコンペや公募に係る費用、デザイン制作に係る委託料、着ぐるみ作成費、商標登録などに係る費用であった。

なお、導入費用が不明の36件は、文書の保存期限が過ぎて導入当時の書類が残っていない、又は他団体が作成したため不明というものである。（表13）

表13 県独自のキャラクター・マークの導入費用

（件）

区分	件数	割合
なし	15	17.6%
あり (内訳)	34	40.0%
10万円未満	5	5.9%
10万円以上50万円未満	13	15.3%
50万円以上100万円未満	13	15.3%
100万円以上	3	3.5%
不明	36	42.4%
合計	85	100.0%

導入費用に関連して、県独自のキャラクター・マーク85件のうち、令和2年度に導入の5件を除く80件について、所管所属の51所属に令和元年度の広報啓発の状況を調査したところ、ホームページに掲載しているものが71件・46所属あり、ホームページに掲載していないものが9件・8所属であった。

なお、複数のキャラクター・マーク（45件）を所管する16所属のうち、一部をホームページに掲載していないものが3所属あった。

また、費用に關係なく回数が100回以上と、積極的に広報啓発を行っているものがある一方、比較的容易にできるホームページに掲載していないもののうち、広報啓発の回数が5回以下と少ないものが6件・5所属あった。（表14）

表14 県独自のキャラクター・マークの広報啓発の状況（令和元年度）

区分	件数	所属数	(件)
ホームページに掲載あり	71	46	
うち広報啓発100回以上	6	5	
ホームページに掲載なし	9	8	
うち広報啓発5回以下	6	5	
合計	80	54	

ホームページに掲載していないもののうち広報啓発回数が5回以下の6件・5所属は、県が作成したキャラクター・マークが2件・2所属で、環境政策課の「エコッピー」と中能登教育事務所の「なかのん」、県以外の団体が権利を所有するものが4件・3所属で、奥能登総合事務所の「暴風サンダー」、能楽堂の「進め！出世街道」、農業政策課の「のとてまり」及び「加賀しづく」のロゴマークであった。

なお、「のとてまり」及び「加賀しづく」のロゴマークは、各団体のSNSで使用され、「エコッピー」は、調査基準日後に県のホームページに掲載している。

(3) 県独自のキャラクター・マークの公募の賞金総額及び応募人数について

公募で作成したキャラクター・マーク29件について、賞金総額及び応募人数を調査した。

ア 賞金総額について

賞金総額は、10万円以上20万円未満が12件（41.4%）で最も多かった。

(表15)

なお、賞金総額の最高額は660,000円、次いで440,000円で、賞金総額の平均は154,800円であった（不明の7件を除く。）。

表15 賞金総額

区分	件数	割合	(件)
なし	1	3.5%	
あり (内訳)	21	72.4%	
1万円以上10万円未満	5	17.2%	
10万円以上20万円未満	12	41.4%	
20万円以上30万円未満	2	6.9%	
30万円以上	2	6.9%	
不明	7	24.1%	
合計	29	100.0%	

イ 応募人数について

応募人数は、100人未満が4件（13.8%）、100人以上500人未満が11件（37.9%）、500人以上1,000人未満が9件（31.0%）、1,000人以上が1件（3.5%）で、応募人数が最も少いものは73人、最も多いものは1,006人であった。（表16）

表16 公募の応募人数

区分	件数	割合
100人未満	4	13.8%
100人以上500人未満	11	37.9%
500人以上1,000人未満	9	31.0%
1,000人以上	1	3.5%
不明	4	13.8%
合計	29	100.0%

（4）県独自のキャラクター・マークのランニングコストについて

県独自のキャラクター・マーク85件のランニングコストは、着ぐるみの維持管理費（修繕、保管等）やキャラクター・マークに係るホームページの管理費などであり、県が負担する費用の令和元年度実績額について調査した。

ランニングコストがあるものは、県独自の立体のキャラクター20件のうち7件あり、その内訳は、10万円未満が6件、200万円以上が1件あり、その1件は誘客戦略課の「ひやくまんさん」で、着ぐるみの修繕、保管に係る費用及びホームページ管理費である。

ランニングコストのない78件のうち65件は、平面のキャラクター・マークであるため維持費がかからない。また、13件は立体のキャラクターであるが、職員が着ぐるみの維持管理を行っている、又は権利を有する団体が経費を負担しているものである。

（表17）

表17 県独自のキャラクター・マークのランニングコスト（令和元年度）

区分	件数	割合
なし	78	91.8%
10万円未満	6	7.0%
200万円以上	1	1.2%
合計	85	100.0%

(5) 県独自のキャラクター・マークに係る広報費について

県独自のキャラクター・マーク 85 件に係る広報費（ランニングコストを除く。）について、キャラクター・マークの所管所属が、令和元年度に負担した広報費を調査し、テレビ、新聞、雑誌、イベント、印刷物など各種広報啓発の回数と比較した。

なお、印刷物は、発行回数を数え、ホームページ及びSNSは、年度を超えて掲載されていることが多いことから、広報啓発回数から除外した。（表18）

表18 県独自のキャラクター・マークの広報費と各種広報啓発の回数

（令和元年度）

各種広報啓発の回数 広報費		なし	1回～ 10回	11回～ 20回	21回～ 30回	31回～ 99回	100回 以上	(R2導入) 実績なし	合 計	(件)
広報費なし		11	27	5	4	5	2	5	59	
広報費あり			11	5	6		4		26	
(内訳)	10万円未満		4	2	1				7	
	10万円以上20万円未満		3	1	1				5	
	20万円以上30万円未満		2						2	
	30万円以上40万円未満				1				1	
	40万円以上50万円未満		1						1	
	50万円以上100万円未満		1						1	
	100万円以上1,000万円未満			1	3		3		7	
	1,000万円以上			1			1		2	
	合 計	11	38	10	10	5	6	5	85	

所管所属で広報費を掛けずに広報啓発を実施しているキャラクター・マークは、令和2年度の導入で実績がない5件を除く54件で、ホームページに掲載する、所管所属の印刷物作成の際にキャラクター・マークを入れる、使用権利を持つ団体が費用を負担しているなど、直接経費が掛からない方法で広報啓発を行っていた。そのうち、ホームページやSNS以外に広報啓発を行っていなかったものが11件あり、観光企画課の「ほっと石川コミュニケーションマーク」及び誘客戦略課の「いしかわ百万石物語」の2件は、所管所属が広報啓発をしなくても県の各種印刷物などに広く活用されていたが、9件は活用されている様子が見受けられなかった。

その9件の内訳は、県が作成したキャラクター・マークが8件で、文化振興課の「いしかわ文化の日、いしかわ文化推進月間を象徴するロゴマーク」、少子化対策監室の「いしかわ子育て支援シンボルマーク」、温暖化・里山対策室の「いしかわエコデザイン賞」及び「いしかわ版環境ISO」、里山振興室の「世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク」、生産流通課の「石川県地産地消推進シンボルマーク」、学校指導課の「ヨムモン」、加賀聖城高等学校の「ひじりん」であり、県以外の団体が権利を所有

しているものが1件で農業政策課の「のとてまりロゴマーク」であった。

なお、「いしかわ版環境I S O」及び「ひじりん」の2件は導入費用が掛かっていないが、その他7件は導入費用が掛かっている又は不明のキャラクター・マークである。

キャラクター・マークの広報費があるものは26件で、そのうち、1,000万円以上の2件は、誘客戦略課の「ひやくまんさん」と空港企画課の「スカイのっぴー」であった。「ひやくまんさん」は、石川県の観光をPRするイベントの出演費やノベルティ製作費、「スカイのっぴー」は、のと里山空港をはじめ、能登の観光施設や飲食・宿泊施設等を紹介する冊子「ぶらり能登」の制作・発行費が主な内容となっている。

また、キャラクター・マークに係る広報費が効率的に活用されているかを調査するため、広報費を各種広報啓発1回当たりの費用に換算し、各種広報啓発の回数と比較した。

(表19)

表19 キャラクター・マークの広報啓発1回当たりの費用と各種広報啓発の回数
(令和元年度)

各種広報啓発の回数 広報啓発1回当たりの費用	1回～ 10回	11回～ 20回	21回～ 30回	31回～ 99回	100回 以上	合計
10万円未満	10	2	4		4	20
10万円以上	2	2	2			6
(内訳) 10万円以上20万円未満		1	1			2
20万円以上30万円未満	1		1			2
30万円以上100万円未満	1					1
100万円以上		1				1
合 計	12	4	6		4	26

1回当たりの費用が10万円未満のキャラクター・マークは20件で、うち広報啓発の回数が100回以上の4件は、「ひやくまんさん」などのマスコットキャラクターで、イベント出演など積極的に活用されており、広報啓発1回当たりの費用が低額となっている。

1回当たりの費用が10万円以上のキャラクター・マークは6件で、その広報内容をみると、主に印刷物の発行に係る費用であった。1回当たり100万円以上の1件は「スカイのっぴー」であるが、広報内容は印刷物の発行で、そのうち「ぶらり能登」は、令和元年度に年間21万部を発行し、のと里山空港や道の駅などに配付され、能登を訪

れる観光客に活用されている。今回の調査では、印刷物の発行毎に広報啓発1回と集計したため、「スカイのつぴー」の1回当たりの費用が高額になっているが、発行部数と比較すると、それほど高額でないことがわかる。

4 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について

県独自のキャラクター・マーク85件について、使用に関する権利の帰属先、権利保護の取組及び使用に関する契約状況を調査した。

(1) 県独自のキャラクター・マークの使用に関する権利及び契約の状況について

使用に関する権利の帰属先が県であるものは57件、県以外のものは28件で、どちらも県や他者の使用に関して契約を締結している事例はなかった。

無断使用の防止については、使用の度に申請させるなどの手続きを行っているものがある一方、権利の帰属先が県のものである57件について、他者が使用する場合、他者の使用を想定していないなどの理由で規程がないものが24件、著しく適性を欠くもの以外特に使用を制限していないものが、「ほっと石川コミュニケーションマーク」と「いしかわ百万石物語」の2件であった。(表20)

表20 県独自のキャラクター・マークの使用に関する権利の帰属先・契約状況

権利の帰属先		県のものを他者が使用する場合の 契約状況	県以外のものを県が使用する場合の 契約状況
県	57件	<ul style="list-style-type: none">・ 使用の度に申請 18件・ 認定・認証したものに 使用を認めている 11件・ 他者に使用させない 2件・ 規程がない 24件・ 使用を制限していない 2件	
県以外	28件		<ul style="list-style-type: none">・ 使用目的、相手が限定されている 16件・ 使用の度に申請 10件・ 使用許諾を受けている 2件
作成団体	18件		
作成者	7件		
その他※	3件		

※その他 作成団体から権利譲渡

また、県に権利が帰属するキャラクター・マーク57件について、キャラクター・マークの使用に係る使用料の徴収について調査したところ、他者が使用する場合に有償としている事例はなかった。その理由は、県施策の広報啓発のために作成したものなので、多くの人に使用してほしいことや公益目的であるためなどであった。

なお、過去には、「スカイのつぴー」がデザイン使用を有償としていた事例がある。

(2) キャラクター・マークの権利保護の取組について

県に権利が帰属するキャラクター・マーク57件の権利保護のための取組については、

無断使用を禁止する旨を周知しているものが36件、使用許諾の申請をさせているものが21件、商標登録をしているものが7件であった。（表21）

なお、調査基準日後の令和2年9月には、「百万石乃白ロゴマーク」が商標登録されている。

表21 県が権利を有するキャラクター・マークの権利保護の取組状況（複数回答）

区分	件数	割合
無断使用を禁止する旨を周知している	36	63.2%
使用許諾の申請をさせている	21	36.8%
商標登録をしている	7	12.3%
合計	64	

（3）キャラクター・マークの商標登録について

商標登録の実態を把握するため、県に権利が帰属するキャラクター・マークのうち、「いしかわ共生社会実現シンボルマーク」、「ひやくまんさん」、「百万石乃白ロゴマーク」の3件、並びに県以外の団体に権利が帰属する「エアリーフローラ」、「ルビーロマン」、「のとてまり」、「加賀しづく」及び「ひやくまん穀」の5件のロゴマークについて実地調査を実施した。

ア 県に権利が帰属するキャラクター・マークの商標登録

（ア）いしかわ共生社会実現シンボルマーク

「いしかわ共生社会実現シンボルマーク」は、「障害者差別解消法（注1）」の施行に伴い制定した「共生社会づくり条例（注2）」の内容を普及啓発するために作成され、令和2年4月に導入されたものである。全国で35都道府県が条例を制定する中、シンボルマークを作成したのは本県のみである。（令和3年1月時点）

条例は、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が主な内容で、法律は行政と事業者を対象としているところ、条例では一般県民も対象にしている。

（注1）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）

平成28年4月1日施行

（注2）「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」（令和元年条例第9号）

令和元年10月1日施行

このシンボルマークを商標登録したのは、他者が同一又は類似のマークを無断で使用することを防ぎ、条例が目指す共生社会の実現に向けた取り組みを県民へ正しく理解してもらうためで、使用する場合は県に申請することになっている。

(イ) ひやくまんさん

「ひやくまんさん」は、他者が同一又は類似の名称及びデザインを、無断で使用することを防ぎ、ブランドを維持するため、着ぐるみデザイン、文字商標、平面デザインをそれぞれ商標登録し、使用する場合は県に申請することになっている。

(ウ) 百万石乃白ロゴマーク

「百万石乃白」は、石川県が開発した酒米の品種名「石川酒68号」の愛称で、ロゴマークは令和2年4月に導入された。ブランドを維持し、県内酒蔵に広く、安心して使用してもらうために、文字及びロゴマークを商標登録し、使用の場合は県に申請することになっている。原則として、百万石乃白を100%使用している清酒は、愛称及びロゴマークのいずれも使用が可能である。

(エ) 商標登録の際の課題等

商標登録の際に苦労した点や課題については、「権利を主張できるのは登録範囲のみのため、どのような商品に使用される可能性があるかを考慮し、漏れのないように区分設定することに苦労があった」、「登録には専門的な知識が必要であるが、深く理解している職員がおらず体制が整っていない」、「出願、登録に費用が掛かる」などの意見があった。なお、商標登録に要した費用は表22のとおりである。

表22 商標登録に要した費用

キャラクター・マーク名	所管所属	商標登録内容	商品・役務の区分数	金額（円）
いしかわ共生社会実現 シンボルマーク	障害保健福祉課	商標調査費用		44,000
		登録出願費用	1	34,000
		登録費用	1	59,000
		計		137,000
ひやくまんさん	誘客戦略課	着ぐるみデザイン	商標調査費用	47,000
			登録出願費用	6
			登録費用	226,000
		計		328,000
		文字商標	商標調査費用	19,000
			登録出願費用	6
			登録費用	226,000
		計		300,000
		平面デザイン	登録調査費用	47,000
			登録出願費用	12
			登録費用	414,000
		計		571,000
百万石乃白ロゴマーク	農業政策課	商標調査費用		59,400
		登録出願費用	2	53,600
		登録費用	2	151,000
		計		264,000

※登録出願費用及び登録費用には、代行委託料を含む。

イ 県以外の団体に権利が帰属するキャラクター・マークの商標登録

県以外の団体に権利が帰属する 5 件のうち、ロゴマークを商標登録しているのは、「ルビーロマン」及び「ひやくまん穀」の 2 件で、「エアリーフローラ」、「のとてまり」及び「加賀しづく」の 3 件は、文字商標のみの登録となっており、ロゴマークの商標登録について今後検討するということであった。

なお、本県は、農林水産業を魅力ある産業として発展させることはもとより、本県そのものの価値を高めていくために、農林水産物のブランド化を推進する全国初の条例として、「石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」（令和 2 年条例第 22 号）を制定し、同年 4 月 1 日に施行した。

今回調査した「百万石乃白」、「エアリーフローラ」、「ルビーロマン」、「のとてまり」、「加賀しづく」及び「ひやくまん穀」は、県がブランド化を進めている農産物の品目で、県は、市町、生産者及び関係団体と連携し、生産振興、優良な種子等の確保、商品開発及び販路の開拓、知的財産権の保護などブランド価値の向上に取り組んでいる。

※商標権とは

商標権は、指定商品及び指定役務について登録商標の使用を独占し、その類似範囲についての他人の使用を排除する権利で、商標法に基づいて設定されるものである。

商標権者は、権利を侵害する者に対して、侵害行為の差し止め、損害賠償を請求することができる。（商標法（昭和 34 年法律第 127 号） 第 18 条、第 25 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条）

※商標登録とは

商標登録は商標権を取得する制度であり、商標の登録には出願料及び登録料が必要である。また、商標権は設定登録の日から 10 年をもって終了するが、商標権者が更新登録申請手続きを行うことで、更に 10 年間権利の維持ができるものである。

（商標法 第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 40 条）

※区分とは

商品・役務を一定の基準によりカテゴリー分けしたもの。商標登録出願に当たっては、商標を使用する商品・役務を「指定商品・指定役務」として区分に従って記載しなければならない。（商標法 第 6 条第 2 項）

出願料：3,400 円 + （8,600 円 × 区分数）、登録料：28,200 円 × 区分数

※文字商標とは

文字のみからなる商標のことをいう。文字はカタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等によって表され、その文字商標が特定の意味を有するか否かは問わない。

第5 意見

今回の監査は、「キャラクター・マークを使った県施策の広報啓発について」をテーマとし、本庁及び出先機関の209所属を対象に、キャラクター・マークの目的及び必要性、キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果、県独自のキャラクター・マークの経費並びに権利及び契約状況について監査を実施した。

その結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、各所属において、次の点に留意し、キャラクター・マークを使った効果的で効率的な県施策の広報啓発及び適切な権利保護の取組に努められたい。

1 キャラクター・マークの目的及び必要性について

監査対象の209所属のうち122の所属は、キャラクター・マークを使用した広報啓発を行っていなかったが、今回の調査で使用予定があると回答した6所属は、使用を検討されたい。

また、キャラクター・マークを使用した広報啓発を検討したことがない80所属についても、他所属に使用を認めるキャラクター・マークの中には、「ほっと石川コミュニケーションマーク」や「いしかわ百万石物語」など、県の施策全般に使用可能な汎用性の高いキャラクター・マークがあり、利用手続も簡単なことから、必要に応じて使用を検討されたい。

2 キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について

(1) キャラクター・マークを使った広報啓発においては、その認知度の向上が施策の目的を達成するうえで重要であると思われるが、今回の調査では、ほとんどのキャラクター・マークで認知度が把握されていなかった。

少なくとも、表13の導入費用がある34件及び不明36件のキャラクター・マークの所管所属は、認知度の把握に努める必要がある。キャラクター・マークのなかには、資源循環推進課の「もっかいくん」や男女共同参画課の「いしかわ男女共同参画推進宣言企業シンボルマーク」など認定マークやシンボルマークもあるが、これらは県民に広く知られることで、マークの意義、事業の目的がかなうものと思われるため、認知度の把握に努められたい。

既に認知度を把握していると回答があったキャラクター・マーク8件・4所属では、認知度を把握する指標として、イベント参加者数や印刷物配布数があげられていたが、キャラクター・マークに対する認知度の把握の指標としては、直接認知度と関連しないと思われるため、県政モニターへのアンケートでマークの認知度を把握した「ヘルプマーク」の事例を参考にするなど、適切な認知度の把握方法を検討されたい。

(2) 広報啓発の効果測定について、実施していると回答のあったキャラクター・マークは、10件にとどまっている。また、測定の指標は、認知度の指標と同様にイベント参加者数としているものが比較的多く見られた。

キャラクター・マークの役割は、目で見て県の施策を具体的にイメージさせ、その理解促進を図ることであり、単なるイベント参加者数で、その効果を測定することは適当ではないと思われる。表8のうちイベント参加者数で測定している所属は、認知度の把握と合わせて、イベント参加者に「キャラクター・マークの意味を知っているか。」といった県の施策と関連付けたアンケートを実施するなど、適切な効果測定の方法を検討されたい。

効果測定を実施していないキャラクター・マークについては、少なくとも、産業政策課の「プレミアム石川ブランド認定製品シンボルマーク」や農業政策課の「百万石乃白ロゴマーク」など経済的な効果を期待するもの、又は、税務課の「直之くん」や障害保健福祉課の「いしかわ共生社会実現シンボルマーク」など県の施策の周知が目的であるものもあり、キャラクター・マークの目的にあつた適切な方法で評価を行い、より効果的な広報啓発に努められたい。

3 県独自のキャラクター・マークの経費について

(1) 導入費用に関連して、広報の回数を調査したところ、積極的に広報を行っているものがある一方、比較的容易にできるホームページへの掲載をしていないもの、ホームページに掲載していないく、かつ広報の回数が5回以下と少ないものが見受けられた。

環境政策課の「エコッピー」及び中能登教育事務所の「なかのん」は、ホームページへの掲載をはじめ積極的な活用方法を検討されたい。

また、県以外の団体が権利を持つ奥能登総合事務所の「暴風サンダー」、能楽堂の「進め！出世街道」、農業政策課の「のとてまり」と「加賀しづく」のロゴマークについては、各団体と協議のうえ、県のホームページに掲載するなど、活用方法を検討されたい。特に、「のとてまり」と「加賀しづく」は、県がブランド化を進めている農産物の品目であり、県においてもロゴマークの活用に努められたい。

(2) キャラクター・マークの広報費について、表18のとおり、多くは県のホームページへの掲載など直接経費が掛からない方法で広報啓発が実施されていたが、ホームページやSNS以外活用がなく、また他所属でも活用が見受けられないキャラクター・マークがあった。

少なくとも、県が作成し、不明も含め導入費用が掛かっている文化振興課の「いしかわ文化の日、いしかわ文化推進月間を象徴するロゴマーク」、少子化対策監室の「いしかわ子育て支援シンボルマーク」、温暖化・里山対策室の「いしかわエコデザイン賞」、里山振興室の「世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク」、生産流通課の「石川県

地産地消推進シンボルマーク」、学校指導課の「ヨムモン」の6件は、例えば所属で印刷物を作成する際にキャラクター・マークを入れるなど、活用方法を検討されたい。

広報費があるものについては、その費用を比較したところ、空港企画課の「スカイのつばさ」の広報啓発は印刷物の作成で、費用が高くなつたが、発行部数も考慮すれば、無用に高いものではなく、その他費用の掛かるものについても概ね適正な広報費用であった。

各所属で広報啓発を行う場合は、媒体、広報頻度を検討し、引き続き効率的で効果的な広報啓発に努められたい。

4 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について

県独自のキャラクター・マークの権利保護の取組状況では、無断使用を禁止する旨の周知や、使用許諾申請をさせるなど適切に権利保護が行われ、不適当なものはなかつた。そのなかで、キャラクター・マークを商標登録し、他者が同一又は類似のマークを無断で使用できないよう権利の保護を行つてゐるものがあり、その状況を調査した。

知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などがあり、各法律で保護されている。

そのうち、商標権は、事業者が使用する商標を登録し、自己の商品・役務についてその使用を独占し、その類似範囲についての他者の使用を排除する権利である。商標権者は、権利を侵害するものに対して、侵害行為の差し止め、損害賠償を請求することができる。

商標登録は費用を要するため、特に経済効果が期待できるキャラクター・マークは、権利保護を考慮のうえ、既に登録された事例を参考に、キャラクター・マークの目的及び必要性、使用範囲などを勘案し、しっかりと権利の保護に努められたい。また、可能であれば使用料の徴収についても考えられたい。

また、課題として、商標登録には専門的な知識が必要との意見があることから、キャラクター・マークを所管する所属職員を対象に、「知的財産権に関する研修」の機会を付与することなども検討されたい。

5 結び

今回の監査においては、キャラクター・マークを使った県施策の広報啓発について監査を実施し、検討を要する事項などを意見として述べたところである。

今回の調査で、観光誘客や農林水産物のブランド化など、県の施策の広報啓発に様々なキャラクター・マークが使用されていたが、有効に活用されていないものがある一方、活用されていても認知度の把握や効果測定が実施されていないもののが多かつた。少なくとも、導入費用など費用が掛かっているものは認知度の把握を行い、経済的効果を期待するものや県の施策の周知が目的であるものは効果測定を行い、その結果を検証し、より効果が發揮できる広報啓発となるよう努められたい。

また、経済効果が期待できるキャラクター・マークは、無断使用がないよう適切な権利保護に取り組むことは重要である。

各所属においては、今回の監査の結果及び意見を踏まえ、今後とも、県民等に対し、効果的な県施策の広報啓発の実施に努められることを期待して、結びとする。

資料

1 書面調査の項目

(1) キャラクター・マークの目的及び必要性について

- ・ キャラクター・マークを使用した県施策の広報啓発・推進の実施の有無
- ・ キャラクター・マークの名称、目的、作成者
- ・ キャラクター・マークを作成・使用する必要性
- ・ キャラクター・マークを使った県施策の広報のターゲット
- ・ 実施していない所属の今後のキャラクター・マーク作成予定
- ・ 作成予定がある場合のキャラクター・マークを作成する必要性
- ・ 作成する予定がある場合の広報のターゲット
- ・ 他の所属の既存のキャラクター・マークのうち使用可能なものがある場合に使用の意向の有無
- ・ 意向がある場合のキャラクター・マークを使用する必要性
- ・ 意向がある場合の広報のターゲット
- ・ キャラクター・マークを作成・使用しない理由

(2) キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について

- ・ キャラクター・マークの認知度の把握の有無
- ・ 認知度把握の手段
- ・ 把握した認知度の評価
- ・ 認知度向上のための広報啓発の方法の見直しの有無
- ・ 広報啓発の方法の見直しの結果
- ・ キャラクター・マークを使った広報啓発の媒体
- ・ 関係機関、団体と連携した広報啓発の実施の有無
- ・ キャラクター・マークを使った広報啓発の効果測定の有無
- ・ 効果測定の手段とその結果
- ・ 効果測定の結果の評価
- ・ 効果測定の結果に基づく広報啓発の方法の見直しの有無
- ・ 広報啓発の方法の見直しの結果
- ・ キャラクター・マークを使った広報啓発の課題
- ・ キャラクター・マークを使った広報啓発の工夫・好事例

(3) 県独自のキャラクター・マークの経費について

- ・ キャラクター・マークの作成方法
- ・ キャラクター・マークの導入時期・導入費用・公募の結果
- ・ キャラクター・マークのランニングコスト・広報費の令和元年度実績額

(4) 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について

- ・ キャラクター・マークの使用に関する権利の帰属先
- ・ 県以外の者が権利を有するキャラクター・マークを県が使用する場合の契約等の状況
- ・ 県が権利を有するキャラクター・マークを他者が使用する場合の契約等の状況
- ・ 県が権利を有するキャラクター・マークの権利保護のための取組
- ・ 県の他の所属がキャラクター・マークの使用を希望する場合の使用の可否

2 監査対象機関

(1) 本庁

1	総務部	秘書課
2		総務課
3		人事課
4		行政経営課
5		財政課
6		管財課
7		税務課
8		市町支援課
9	危機管理監室	危機対策課
10		消防保安課
11	企画振興部	企画課
12		地域振興課
13		空港企画課
14		新幹線・交通対策監室
15	県民文化スポーツ部	県民交流課
16		文化振興課
17		スポーツ振興課
18		男女共同参画課
19	健康福祉部	厚生政策課
20		長寿社会課
21		障害保健福祉課
22		医療対策課
23		地域医療推進室
24		健康推進課
25		薬事衛生課
26		少子化対策監室
27	生活環境部	環境政策課
28		温暖化・里山対策室
29		資源循環推進課
30		自然環境課
31		生活安全課
32	商工労働部	産業政策課
33		産業立地課
34		経営支援課
35		労働企画課
36	観光戦略推進部	観光企画課
37		誘客戦略課
38		国際観光課
39		国際交流課
40	農林水産部	農業政策課
41		里山振興室
42		生産流通課
43		畜産振興・防疫対策課
44		農業基盤課
45		森林管理課
46		水産課
47	競馬事業局	競馬事業局
48	土木部	監理課
49		道路建設課
50		道路整備課
51		河川課
52		港湾課
53		砂防課
54		都市計画課
55		公園緑地課
56		建築住宅課
57		營繕課
58		水道企業課
59	出納室	出納室
60	議会事務局	議会事務局

(2) 出先機関

61	教育委員会	庶務課
62		教職員課
63		学校指導課
64		生涯学習課
65		文化財課
66		保健体育課
67		警察本部
68	(教育、公安以外)	監査委員事務局
69		人事委員会事務局
70		労働委員会事務局
1	総務部	自治研修センター
2		東京事務所
3		小松島税事務所
4		金沢税事務所
5		中能登総合事務所
6		奥能登総合事務所
7	危機管理監室	消防学校
8	企画振興部	能登空港管理事務所
9	県民文化スポーツ部	美術館
10		歴史博物館
11		白山ろく民俗資料館
12		能楽堂
13		石川四高記念文化交流館
14		女性センター
15		女性相談支援センター
16	健康福祉部	南加賀保健福祉センター (南加賀保健所含む)
17		石川中央保健福祉センター 〔中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 含む〕
18		能登中部保健福祉センター 〔能登中部保健所 七尾児童相談所 含む〕
19		能登北部保健福祉センター (能登北部保健所含む)
20		リハビリテーションセンター
21		保健環境センター
22		こころの健康センター
23		中央病院
24		高松病院
25		総合看護専門学校
26		南部小動物管理指導センター
27		いしかわ子ども交流センター
28		保育専門学園
29		児童生活指導センター
30	生活環境部	白山自然保護センター
31		消費生活支援センター
32	商工労働部	大阪事務所
33		工業試験場
34		計量検定所
35		九谷焼技術研修所
36		九谷焼技術者自立支援工房
37		小松産業技術専門校
38		金沢産業技術専門校
39		七尾産業技術専門校
40		能登産業技術専門校
41		石川障害者職業能力開発校
42	農林水産部	南加賀農林総合事務所
43		石川農林総合事務所
44		県央農林総合事務所
45		中能登農林総合事務所
46		奥能登農林総合事務所
47		農林総合研究センター
48		大日川ダム管理事務所
49		南部家畜保健衛生所
50		北部家畜保健衛生所
51		水産総合センター

52	土木部	南加賀土木総合事務所	教育委員会	加賀聖城高等学校
53		石川土木総合事務所		小松北高等学校
54	教育委員会	県央土木総合事務所	教育委員会	金沢中央高等学校
55		中能登土木総合事務所		羽松高等学校
56	教育委員会	奥能登土木総合事務所	教育委員会	七尾城北高等学校
57		大聖寺川ダム統合管理事務所		盲学校
58	教育委員会	赤瀬ダム管理事務所	教育委員会	ろう学校
59		犀川ダム管理事務所		明和特別支援学校
60	教育委員会	内川ダム管理事務所	教育委員会	いしかわ特別支援学校
61		安原・高橋川工事事務所		小松瀬領特別支援学校
62	教育委員会	金沢港湾事務所	教育委員会	錦城特別支援学校
63		七尾港湾事務所		小松特別支援学校
64	教育委員会	金沢城・兼六園管理事務所	教育委員会	七尾特別支援学校
65		手取川水道事務所		医王特別支援学校
66	教育委員会	小松教育事務所	公安委員会	金沢中警察署
67		金沢教育事務所		金沢東警察署
68	教育委員会	中能登教育事務所	教育委員会	金沢西警察署
69		奥能登教育事務所		大聖寺警察署
70	教育委員会	教員総合研修センター	教育委員会	小松警察署
71		生涯学習センター		能美警察署
72	教育委員会	図書館	教育委員会	白山警察署
73		輪島漆芸技術研修所		津幡警察署
74	教育委員会	金沢城調査研究所	教育委員会	羽咋警察署
75		大聖寺実業高等学校		七尾警察署
76	教育委員会	大聖寺高等学校	教育委員会	輪島警察署
77		加賀高等学校		珠洲警察署
78	教育委員会	小松商業高等学校		
79		小松工業高等学校		
80	教育委員会	小松高等学校		
81		小松明峰高等学校		
82	教育委員会	寺井高等学校		
83		鶴来高等学校		
84	教育委員会	松任高等学校		
85		翠星高等学校		
86	教育委員会	野々市明倫高等学校		
87		金沢錦丘高等学校		
88	教育委員会	金沢錦丘中学校		
89		金沢泉丘高等学校		
90	教育委員会	金沢二水高等学校		
91		金沢伏見高等学校		
92	教育委員会	金沢辰巳丘高等学校		
93		金沢商業高等学校		
94	教育委員会	工業高等学校		
95		金沢桜丘高等学校		
96	教育委員会	金沢西高等学校		
97		金沢北陵高等学校		
98	教育委員会	金沢向陽高等学校		
99		内灘高等学校		
100	教育委員会	津幡高等学校		
101		宝達高等学校		
102	教育委員会	羽咋高等学校		
103		羽咋工業高等学校		
104	教育委員会	志賀高等学校		
105		鹿西高等学校		
106	教育委員会	七尾東雲高等学校		
107		七尾高等学校		
108	教育委員会	田鶴浜高等学校		
109		穴水高等学校		
110	教育委員会	門前高等学校		
111		能登高等学校		
112	教育委員会	輪島高等学校		
113		飯田高等学校		

3 キャラクター・マーク一覧

(1) 県独自のキャラクター・マーク

<県が作成したもの>

・記載内容

・キャラクター

番号	キャラクター・マークの画像
所管所属名	税務課
キャラクター・マーク名	直之くん
導入年月	H20.4
目的	県税PR
使用の区分	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

1	
2	
3	
4	

市町支援課	健康推進課
ひやくまんごっくん	いしかわ予防戦隊うつしませんジャー
H23.3	H26.10
選挙・投票に関する啓発	子どもたちにわかりやすい感染症対策
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

5	
6	
7	
8	
9	

少子化対策室	資源循環推進課
きらりん	もつかいくん
H24.9	H4.3
いしかわ子ども交流センター プラネットリウムPR	石川県エコ・リサイクル認定製品の普及
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

10	
誘客戦略課	畜産振興・防疫対策課
ひやくまんさん	能登牛♡べこりん
H25.10	H23.10
石川県観光PRマスコット	能登牛PR
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

11	
畜産振興・防疫対策課	競馬事業局
能登牛♡べこりん	ハッピーくん
H23.10	H6.3
能登牛PR	金沢競馬マスコット
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めないもの

温暖化・里山対策室	議会事務局
エコファミリー	石若丸(いしかわまる)
H26.8	H24
省エネ節電活動普及啓発	石川県議会マスコット
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めないもの

12	
競馬事業局	天晴れくん
ハッピーくん	H25.4
H6.3	広報内容に親近感を持ってもらう
金沢競馬マスコット	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

13	
議会事務局	金沢教育事務所
石若丸(いしかわまる)	天晴れくん
H24	H25.4
石川県議会マスコット	広報内容に親近感を持ってもらう
県の他所属に使用を認めないもの	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

15	
中能登教育事務所	中能登教育事務所
つぼみん	なかのん
R2.4	H29.4
広報内容に親近感を持ってもらう	広報内容に親近感を持つてもらう
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

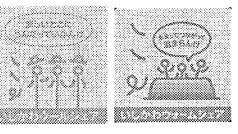
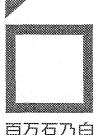
16	
中能登教育事務所	学校指導課
なかのん	ヨムモン
H29.4	H25
広報内容に親近感を持つてもらう	いしかわ学校読書の日
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

17	
学校指導課	教員総合研修センター
ヨムモン	なるモン
H25	H25.4
いしかわ学校読書の日	いしかわ師範塾を身边に知ってもらつ
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

18	
教員総合研修センター	生涯学習センター
なるモン	アイちゃん
H25.4	H11.4
いしかわ師範塾を身边に知ってもらつ	県民大学校マスコット
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

19	
生涯学習センター	アイちゃん
アイちゃん	H11.4
H11.4	県民大学校マスコット
県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)

20		21		22		23		24	
生涯学習センター アスナロ博士、クロユリ 学士、イヌワシ研究員 H31.3	図書館 石川よつば H17.5	加賀高等学校 かがんこちゃん H22	松任高等学校 まつのねくん H28.10	金沢北陵高等学校 ほくりん、ももちゃん H28.9					
子どもふるさと博士講座 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県立図書館イメージ 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	学校PR 県の他所属に使用を認めないもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	高校のイメージアップ 県の他所属に使用を認めないもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	本校を身近に知ってもらう 県の他所属に使用を認めないもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)					
25		26		27		28		29	
金沢向陽高等学校 ひまポートくん H29.8	加賀聖城高等学校 ひじりん H23	警察本部 いぬわし君 H6.8	警察本部 いぬわしちゃん H13.5	金沢東警察署 ぽん太くん H21.4					
本校を身近に知ってもらう 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	加賀聖城高等学校マスコット 県の他所属に使用を認めないもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県民から親しまれ、愛される 警察としてのシンボル 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	県民から親しまれ、愛される 警察としてのシンボル 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	防犯・交通安全等の啓発 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)					
30		31		32		33		34	
白山警察署 はくさんくん H24.3	白山警察署 白山・野々市 光らせ隊 R2.6	津幡警察署 白鳥係長 H30.3	羽咋警察署 ハク太郎 H元	県民交流課 あいむ H23.4					
防犯・交通安全等の啓発 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	交通安全等の啓發 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	防犯・交通安全等の啓發 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	防犯・交通安全等の啓發 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	NPO活動支援センターの周知 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)					
35		36		37		38		39	
いしかわ文化の日 いしかわ文化推進期間 文化振興課 いしかわ文化の日、いしかわ文化 推進期間を象徴するロゴマーク H28.10	文化振興課 石川県政記念しいのき 迎賓館シンボルマーク H22.4	歴史博物館 ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY S62.2	男女共同参画課 いしかわ男女共同参画推進 宣言企業シンボルマーク H24.12	男女共同参画課 H23.3					
「いしかわ文化の日」及び 「いしかわ文化推進期間」に 実施される文化イベント等の 一的なPR 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	しいのき迎賓館のイメージアップ 県の他所属に使用を認めないもの	親しみやすい博物館を目指す 県の他所属に使用を認めないもの	認定制度のシンボル 県の他所属に使用を認めないもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)	DV防止啓発 県の他所属に使用を認めるもの (使用の場合、所管所属へ確認必要)					

40  認定事業者 厚生政策課 「いしかわ魅力ある福祉職場」認定ロゴマーク H31.2 認定取得の可視化 県の他所属に使用を認めないもの	41  厚生政策課 バリアフリー社会推進シンボルマーク H9 バリアフリー社会を身近なものとして感じてもらう 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	42  障害保健福祉課 いしかわ共生社会実現シンボルマーク R2.4 共生社会の実現に対する県民の機運を高める 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	43  少子化対策監室 いしかわ子育て支援シンボルマーク H19.12 社会全体で子育てを支援する気運の醸成 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	44  温暖化・里山対策室 いしかわECOアプリ R2.4 いしかわECOアプリのロゴ 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)
45  温暖化・里山対策室 いしかわエコデザイン賞 H23 受賞者の広報 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	46  温暖化・里山対策室 いしかわ版環境ISO H19.12 制度の普及、認定 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	47  温暖化・里山対策室 クールシェア・ウォームシェア H25.7 省エネ節電活動普及啓発 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	48  自然環境課 いしかわ自然学校ナチュリーマーク H16 いしかわ自然学校のPR 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	49  消費者市民社会 消費生活支援センター CCS H29.10 消費者市民社会啓発 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)
50  産業政策課 プレミアム石川ブランド認定製品シンボルマーク H24.4 石川ブランド認定製品のPR 県の他所属に使用を認めないもの	51  産業政策課 グッド石川ブランド認定製品シンボルマーク H29.4 石川ブランド認定製品のPR 県の他所属に使用を認めないもの	52  労働企画課 いしかわ障害者雇用推進カンパニー H21.1 認定企業を紹介し、障害者就労の機運醸成、障害者の雇用促進 県の他所属に使用を認めないもの	53  観光企画課 ほっと石川コミュニケーションマーク H6.11 石川県の観光キャッチフレーズ 県の他所属に使用を認めるもの	54  誘客戦略課 いしかわ百万石物語 H25.3 首都圏への石川県のPR 県の他所属に使用を認めるもの
55  農業政策課 百万石乃白ロゴマーク R2.4 ブランドのロゴ(酒米) 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	56  里山振興室 いしかわジビエ応援店ステッカー H31.1 県内でジビエを提供している店舗のPR 県の他所属に使用を認めないもの	57  里山振興室 世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク H24.1 世界農業遺産「能登の里山里海」の認知度向上 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	58  生産流通課 エコ農産物マーク H13.12 販売農産物がエコ栽培により生産されていることをPR 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	59  生産流通課 石川県地産地消推進シンボルマーク H20.12 地産地消の推進 県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)

60	
生産流通課	
特別栽培農産物マーク	
H28.3	
販売農産物が特別栽培により生産されていることをPR	
県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	

61	
庶務課	
「いしかわ教育の日」のシンボルマーク	
H19.9	
「いしかわ教育の日」の普及啓発、教育について考える気運の盛り上げ	
県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	

62	
生涯学習センター	
県民大学校シンボルマーク	
H2	
石川県民大学校シンボル	
県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	

63	
大聖寺高等学校	
セイコエコプロジェクト	
H14.6	
世界一エコな学校を目指す	
県の他所属に使用を認めるもの(使用の場合、所管所属へ確認必要)	

<県以外の団体が権利を所有し、県が使用しているもの>

・記載内容

・キャラクター

番号	
キャラクター・マークの画像	
所管所属名	
権利所有団体名	
キャラクター・マーク名	
導入年月	
目的	

64	
奥能登総合事務所	
北陸名鉄開発(株)	
NTQ(のときゅー)	
H26.12	
のと里山空港賑わい創出	

65	
奥能登総合事務所	
北陸名鉄開発(株)	
のとみちゃん	
H27.12	
のと里山空港賑わい創出	

66	
奥能登総合事務所	
のと里山空港賑わい創出実行委員会	
暴風サンダー	
H30.12	
のと里山空港賑わい創出	

67	
空港企画課	
小松空港協議会	
こまQ	
H15.9	
小松空港をより親しみやすく、より身近に感じてもらう	

68	
空港企画課	
能登空港ターミナルビル(株)	
スカイのっぴー	
H10.10	
のと里山空港への愛着を高め、関心を高める	

69	
文化振興課	
(公財)石川県音楽文化振興事業団	
ガルガンチュア	
H30.1	
楽都音楽祭のPR	

70	
長寿社会課	
ゆーりんピック実行委員会	
ゆーりん	
H20.3	
ゆーりんピック	

71	
観光企画課	
能登ふるさと博開催実行委員会	
のとドン	
H20.7	
能登ふるさと博のPR	

72	
珠洲警察署	
能登防犯協会	
おまわりさんだよ ほ~す君	
H22.6	
防犯・交通安全等の啓発	

・マーク

73	
能楽堂	
兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会	
進め！出世街道	
H28.4	
兼六園周辺文化施設の利用促進	

74	
薬事衛生課	
(公社)石川県食品衛生協会	
いしかわ食の安全・安心・おもてなし店認証	
H27	
いしかわ食の安全・安心・おもてなし店を知つらう	

75	
少子化対策監室	
(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団(プレミアム・パスポート事業実施主体の子育てにやさしい企業推進協議会の事務局)	
しあわせアドバイザー縁結びist	
H21.4	
出会いの機会を求める独身男女が安心して相談できるボランティアであるとの証明	

76	
少子化対策監室	
プレミアム・パスポート	
H18.1	
社会全体で子育てを支援する気運の醸成	

77	
少子化対策監室	
(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団	
石川しあわせ婚応援パスポート	
H30.10	
社会全体で結婚を応援する気運の醸成	

78	
	白山自然保護センター
	白山国立公園指定25周年記念事業実施協議会(作成者)
	白山のシンボルマーク
	S62.7
	白山国立公園のシンボル

79	
	農業政策課
	エアリーフローラプロモーション実行委員会
	エアリーフローラロゴマーク
	H25
	ブランドのロゴ(フリージア)

80	
	農業政策課
	全国農業協同組合連合会
	ルビーロマンロゴマーク
	H20.6
	ブランドのロゴ(ぶどう)

81	
	農業政策課
	奥能登原木しいたけ活性化協議会(権利は作成者に帰属)
	のとてまりロゴマーク
	H22
	ブランドのロゴ(原木しいたけ)

82	
	農業政策課
	全国農業協同組合連合会
	加賀しずくロゴマーク
	H28.1
	ブランドのロゴ(梨)

83	
	ひやくまん殻
	農業政策課
	全国農業協同組合連合会
	ひやくまん殻ロゴマーク
	H29.10
	ブランドのロゴ(米)

84	
	水産課
	石川県漁業協同組合
	能登とり貝
	H26.11
	他商品との識別

85	
	河川課
	千里浜再生プロジェクト実行委員会
	千里浜再生プロジェクト
	H23.8
	千里浜海岸保全の啓発活動

(2)国等が作成して複数の自治体で共通して使用されているキャラクター・マーク

・キャラクター

番号	キャラクター名	作成団体	目的
86	人KENまもる君・人KENあゆみちゃん	法務省	人権イメージ
87	消太	総務省消防庁	「親しまれる消防」を目指す全国消防のキャラクター
88	潜在介護福祉士等届出制度周知用キャラクター	(社福)全国社会福祉協議会	潜在介護福祉士等届出制度の周知
89	けんけつちゃん	厚生労働省	献血についてより多くの人に知ってもらう
90	「ダメ。ゼッタイ。」君	(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	薬物乱用防止の啓発
91	イヤヤン	消費者庁	消費者ホットライン周知キャラクター
92	マナビィ	文部科学省	生涯学習のマスコットキャラクター
93	白杖の妖精つえぽん	埼玉県立特別支援学校境保己一学園	「誘導、点字ブロックの日」啓発活動

・マーク

番号	マーク名	作成団体	目的
94	beyond2020ロゴマーク	文化庁	2020年以降を見据え、次世代に語れるレガシーの創出に資する文化プログラムを統一感を持って日本全国へ展開
95	東京2020応援文化オリンピアード	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	東京2020大会の機運醸成
96	パープルリボン	不明	女性に対する暴力をなくす草の根運動のシンボル
97	ロバ隊長	全国キャラバン・メイト連絡協議会	認知症サポートキャラバン啓発
98	ヘルプマーク	東京都	周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク
99	マタニティマーク	厚生労働省	妊娠にやさしい環境づくりのシンボル
100	オレンジリボンマーク	認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク	子ども虐待防止の啓発
101	COOL CHOICE	環境省	地球温暖化対策の啓発
102	SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク	SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク	普及啓発
103	白山ユネスコエコパークロゴマーク	白山ユネスコエコパーク協議会	白山ユネスコエコパークを知らせるためのロゴマーク
104	白山手取川ジオパークロゴマーク	白山手取川ジオパーク推進協議会	白山手取川ジオパークの啓発のため
105	ハロトレくん	厚生労働省	公的職業訓練への興味・関心を喚起させる
106	ふるさと食品認証マーク	農林水産省	ふるさと認証食品であることの証明
107	「みなとオアシス」シンボルマーク	国土交通省	みなとオアシス制度を知らせるため
108	ギュっとちゃん	警察庁	犯罪被害者等支援のシンボル
109	「家族の絆でSTOP！オレオレ詐欺」マーク	警察庁	特殊詐欺被害防止啓発

※掲載されたキャラクター・マークの画像は、著作権者の了解を得て掲載しています。無断で複製、転載することはできません。

令和 2 年度行政監査報告書

令和 3 年 3 月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp